

コンビニ交付サービス 利用のご案内

1 コンビニ交付サービスの利用

- ① コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する証明書が全国に設置されているコンビニエンスストアなどのマルチコピー機（キオスク端末）から取得できるサービスです。（ただし、15歳未満の方のカードでは利用できません。）

越前町では、次の証明書がコンビニ交付サービスで取得できます。

窓口で取得するより150円お安くなっています！

- ◆住民票の写し（謄抄本）※1
- ◆戸籍事項証明書（全部・一部）
- ◆戸籍の附票（謄抄本）
- ◆印鑑登録証明書
- ◆所得課税証明書
- ◆資産証明書※2
- ◆納税証明書※3

※1 マイナンバー入りの住民票を除く ※2 共有名義を除く ※3 軽自動車税の車検用納税証明書を除く



- ② コンビニ交付サービスは、毎日午前6時30分から午後11時まで、ご利用いただけます。ただし、システムメンテナンス日を除きます。
- ③ コンビニ交付サービスが利用できる店舗は、次のとおりです。

- ◆セブン-イレブン ◆ファミリーマート ◆ミニストップ ◆ローソン
- ◆V・ドラッグ（福井御幸店、木崎店、二の宮店、大宮店、大島店）
- ◆福井県民生活協同組合[ハーツ]（神中店、さばえ店、たけふ店、羽水店、志比口店、学園店、つるが店、わかき店）
- ◆平和堂 [アル・プラザ、フレンドマート]（県外の一部店舗を除く）
- ◆郵便局（県内では永平寺郵便局、浄法寺郵便局、福井南郵便局）
- ◆池田町役場庁舎 ◆越前市役所庁舎 ◆鯖江市役所庁舎 ◆福井市役所庁舎

※ 各店舗の営業時間内のみ利用できます。また、池田町役場庁舎は、午前8時半から午後8時まで、越前市・鯖江市・福井市役所庁舎は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用できます。

2 証明書の取得方法

- ① コンビニエンスストアなどの店舗に設置されているマルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押します。



- ② 「証明書交付サービス」ボタンを押します。
- ③ マルチコピー機の所定の場所にあるカード置場に、マイナンバーカードを置きます。
- ④ 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4文字）を入力し、カードを取り外します。
- ⑤ 証明書を交付する市区町村を選択します。「お住まいの市区町村の証明書」ボタンを押すことで、住民登録がある市区町村を選択することができます。
- ⑥ 証明書の種類、記載事項、部数などを選択し、お金を投入します。

3 本籍地登録申請手続き

住所が越前町にあり、本籍が越前町にない方、または住所が越前町になく、本籍が越前町にある方は、事前に申請することで戸籍証明書が取得できます。

※住所、本籍地ともに越前町にある方は、手続きをしなくても戸籍証明書が取得できます。

※本籍地が越前町以外の場合は、本籍地の市区町村が戸籍証明書のコンビニ交付サービスを提供しているかをご確認ください。

- ① コンビニエンスストアなどの店舗に設置されているマルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押します。
- ② 「利用登録申請」ボタンを押します。
- ③ 本籍地の都道府県、市区町村を選択します。
- ④ 本籍地の市区町村以降、筆頭者氏名、電話番号、生年月日、カードの有効期限、セキュリティコードを入力します。
- ⑤ マルチコピー機の所定の場所にあるカード置場に、マイナンバーカードを置きます。
- ⑥ 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4文字）を入力し、マイナンバーカードを取り外します。
- ⑦ 申請内容を確認し、「確定」ボタンを押します。



※ICカードリーダーを装備したパソコンからインターネット経由で利用登録申請を行うこともできます。申請は、戸籍証明書交付の登録申請サイト (<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>) から行ってください。

手続きの詳細は、『コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）』のウェブサイト (<https://www.lg-waps.go.jp/O1-06.html>) でご覧いただけます。



4 その他

以上のほか、コンビニ交付サービスに関する情報は、以下のウェブサイトでご提供しています。

◆地方公共団体情報システム機構

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）

<https://www.lg-waps.go.jp/>



コンビニ交付サービスを休止する場合などは、町ホームページ、広報えちぜん、お知らせメール、公式LINEで随時情報をご提供します。



お知らせメール登録



公式LINE登録

